

特記仕様書

第1章 総則

1. 本工事は総て設計図書、宮城県土木工事共通仕様書及び本特記仕様書、施工条件明示書に基づき施工し、また、工事箇所及び周辺にある地上・地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないよう事前に占有又は所有者の立ち会いを行い、施工に万全を期すると共に損害を与えた場合は請負者の責任において処置しなければならない。

第2章 材料

1. 工事材料の規格並びに材質は設計図書に明記されたものとし、監督員の承諾を得るものとする。
特に明記なきものについても、同様に監督員の承諾を得たものを使用するものとする。
2. 材料の検査においては、設計図書において明記されたものとするが、特に明記なきものも必要と思われるものについては、監督員と協議するものとする。
3. 材料に関する調査及び見本検査においても前項と同様とする。

第3章 施工

1. 施工に先立ち、施工計画書を監督員に提出し承諾を得るものとする。施工方法については、施工計画書を遵守するとともに現場条件に変化があった場合は、直ちに監督員と協議し施工計画書の変更を行うものとする。
2. 本工事において使用する建設機械は、排出ガス対策型の使用を原則とし、工事箇所において容易に確認できる書類を整備しておくこととする。

第4章 建設副産物処理

1. 本工事において発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
2. 再資源化施設において受入能力等により搬入不可能となった場合は、別の再資源化施設に搬入するものとする。
3. 再資源化施設に搬入不可能となった場合には、建設副産物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき許可を得た処理施設に搬入処理するものとする。
なお、この処理施設以外で自社最終処分場が所定の条件を満たしていると認められる場合は、設計変更の対象とする。ただし、この場合でも処分費は当初設計額における処分費を超えないものとする。
また、自社最終処分場に処理する場合の処分費は、当該最終処分場までの運搬費と最終処分場における廃棄物処理費の合計とする。
4. 当該工事受注後は、速やかに施工計画書の中に再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書及び建設廃棄物処理計画書を作成し提出するものとする。
5. 建設廃棄物を処理したあとは、速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニフェスト（積荷目録）を提出するものとする。

第5章 暴力団等の排除について

1. この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
2. 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
3. この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注

者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第6章 その他

1. 本工事に着手するにあたり、必要であれば警察署及び消防署等に道路使用許可申請，通行止めの協議をし，緊急・一般車両・歩行者等の交通に支障のないよう努めること。
2. 本工事において境界杭を破損・紛失した場合は，請負社の責任において復元するものとする。
3. 本工事における下請負，資材調達は大崎市内の企業を活用することを原則とする。
また，工事着手後に発注者が指定した主要資材については，工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。
4. 本工事の実施にあたり，東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
5. 本工事は，週休2日工事【現場閉所型・交替制】の対象である。
6. 受注者は，対象期間の開始日から月毎に，休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し，発注者へ提出するものとする。
7. 当初積算時には4週8休以上(通期)を確保した場合の経費の補正を行っており，設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
また，工事着手前に受注者に対して「4週8休以上(月単位)」に取り組むか協議する。
8. 本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は，別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき，発注者に協議すること。
9. 工期は，大崎市議会において，本工事等に係る歳出予算の繰越等について議決又は承認された場合に限り，延長することができるものとする。